

# 高齢者・障がい者の 自動車運転支援に関する パンフレット

ご病気になられた方や  
運転再開を検討されている方へ  
～自動車運転支援のご案内～



滋賀県自動車運転と  
医療に関する協議会

# はじめに

滋賀県では、病気や事故により自動車運転をやむなく休止されている方々へ、社会参加や生活範囲の拡大を目的として安全な自動車運転再開に向けた取り組みを行っています。この手引きでは、自動車運転を再開する上で必要な情報を紹介しています。

## 手引きの内容

1. 運転再開までの流れ…………… p1
  - 1-1 自動車運転判定までの流れ…………… p2
  - 1-2 医療機関における評価や訓練…………… p2
  - 1-3 自動車教習所での評価や訓練…………… p3
  - 1-4 運転免許センターの流れ…………… p4
2. 運転に関する法律・制度の理解…………… p5
3. 免許更新時に提出する質問票（例） …… p6
4. 免許返納を迷われている方…………… p7
5. 自動車運転以外の選択肢として…………… p8
6. 自家用車を改造する場合…………… p9
7. おわりに…………… p10
8. 滋賀県の自動車教習所一覧…………… p11

# 1-1. 自動車運転判定までの流れ

発症・受傷

医療機関で病気や怪我の治療

リハビリテーションの実施

概ね日常生活が一人ででき、  
自宅周辺の移動が確立できる



医療機関での運転再開  
に向けた相談・評価・訓練

詳細:P2参照



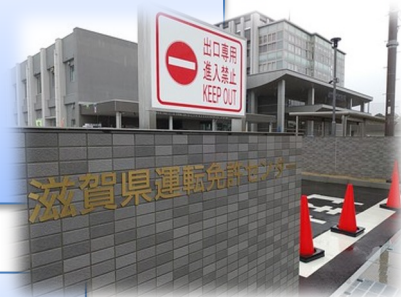
必要に応じて自動車教習所での  
実車評価・訓練

詳細:P3参照



運転免許センターでの  
適性相談・検査

詳細:P4参照



運転再開の可否判断



## 1-2 . 医療機関における評価や訓練

### 運転のご意向や認識の相談

- ・病気や怪我の状態が安定していることが前提です。
- ・運転の必要性や目的を含め、ご本人やご家族の意向を確認します。
- ・運転に関する法律・運転に必要な技能・体調管理方法などを説明します。

### 身体機能・脳機能の検査

- ・身体機能や脳機能に関する様々な評価と訓練を行います。
- ・停止車両を用いて運転環境の適応や動作確認をします。

### シミュレーターによる評価

必要に応じて、運転シミュレーターによる運転技能の評価や訓練を行います。



### 今後の方針相談

主治医やご家族の意向を含め、今後の方針について話し合いやアドバイスを行います。



## 1-3 . 自動車教習所での評価や訓練

滋賀県内の自動車教習所では、医療機関等と連携を図り、病気やケガからの運転復帰に向けて、サポート事業を展開しています。

### 自動車教習所ができること

医療機関から依頼を受けた患者様について、実車走行により運転技能を評価し、その結果を医療機関に伝達いたします。

なお、教習所は運転の可否を最終的に判断する立場にはありません。

○運転再開が想定される方には、安全運転のために必要なアドバイスをを行います。

○運転再開が困難と思われる方には、医療機関と連携しつつ、交通事故防止の観点から、運転再開が困難な理由等を説明します。

○運転再開に不安をお持ちのご家族様からの相談に応じます。なお、現状を共有していただくために、可能な限りご家族様の同行・同乗をお願いしています。

○運転再開後についても、ご希望により、医療施設の方と連携を図りながら、継続的な訓練を実施いたします。

### お申込み、受講日時のご決定について

おかけの医療施設の方を通じてお申し込みください。医療施設の方を通じてのご連絡を何度かさせていただき、受講日時を決定いたします。

滋賀県内にはサポート事業を行っている自動車教習所がございます。滋賀県指定自動車教習所協会やお近くの自動車教習所にお問い合わせください。

(別紙「滋賀県内の自動車教習所一覧表」をご参照下さい)

# 1-4 . 運転免許センターの流れ

1

守山運転免許センターへ問い合わせ

電話 **#8080** (安全運転相談窓口)

病気や障害の程度が運転することの出来る範囲かどうか判断するため、運転適性相談(病状、障害の聴取)を受ける必要があります。

医師の診断書が  
必要な状態と判断

医師の診断書の  
必要性なしと判断

運転免許センターから、自宅又は入院中の病院へ診断書様式が入った書類が届きます。  
※書類は無料  
※診断書を記載のための診察費は別途必要。  
※近隣警察署へ問い合わせた方は再度免許センターへ相談する場合があります。

**運転再開**

本人が直接話すことが  
望ましいです！！

書類を郵送

運転免許センターにて、運転適性検査を受ける

【主な内容】 相談検査内容は、個人により異なります。

- 主治医の診断書の確認
- 身体の状態確認(歩く能力や運動麻痺の確認、視野検査など)
- その他必要に応じた検査 など

条件変更なし

条件変更

不適格

車両の改造や  
オートマチック車限定など

免許取消  
又は停止

**運転再開**

## 2. 運転に関する法律・制度の理解

道路交通法、道路交通法施行規則

### 運転免許の取得・更新に必要な医学的条件

#### 身体機能

- ◆ 四肢の機能が全廃ではない
- ◆ 腰をかけている状態が持続できる
- ◆ 自動車運転に必要な操作能力がある

#### 視機能

- ◆ 視力が両眼で0.7以上、かつ一眼それぞれで0.3以上
- ◆ 一眼の視力が0.3に満たない場合、  
他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.7以上
- ◆ 赤・青・黄色の識別ができる

以下の疾患では定められた基準のもとに免許の取得・更新が可能

- ◆ 統合失調症およびその他の精神障害
- ◆ てんかん
- ◆ 再発性の失神
- ◆ 無自覚性の低血糖症
- ◆ そううつ病
- ◆ 睡眠障害
- ◆ 脳卒中

認知症(アルツハイマー型、脳血管性、前頭側頭型、レビー小体型)患者さんは運転免許の取得・更新ができません。

### 3. 免許取得時や更新時に提出する質問票

運転免許の取得・更新の際に一定の病気(てんかんや統合失調症など)にかかっていないかを判断するため、質問票に記入しなければならなくなりました。このとき虚偽の申告した場合は1年以下の懲役又は30万円以下の罰金が科せられます。

#### 質問票

次の事項について、該当する□に✓印を付けて回答してください。

該当項目に  
チェック

1 過去5年以内において、病気(病気の治療に伴う症状を含みます。)を原因として、又は明らかではないが、意識を失ったことがある。

はい いいえ

2 過去5年以内において、病気を原因として身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。

はい いいえ

3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。

はい いいえ

4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。

・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。

・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。

はい いいえ

5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。

はい いいえ

〇〇公安委員会 殿

申請日及び  
氏名を記入

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

上記のとおり回答します。

回答者署名

近江太郎



## 4. 免許返納を迷われている方

Q 免許を自主返納すると何かメリットはあるの？

平成23年12月から、滋賀県でも運転免許証を自主返納された方への支援が開始しています！！

① 最寄りの警察署へ自主返納手続きをおこなう

② 運転経歴証明書の申請 → 交付  
(顔写真付きで、身分証として利用可能)



- 自主返納から5年以内であれば申請可能です。
- 無期限で使えます。
- 紛失した場合は再交付もできます。

③ 運転経歴証明書を提示し、運賃割引や商品割引が受けられます。  
\* 各市町村により受けられる特典内容が変わります。

詳しい内容をお知りになりたい方は、  
各市町村のホームページを参照されるか、  
下記へ直接お問い合わせ下さい。

- 最寄りの警察署交通課
- 滋賀県運転免許センター(守山) TEL:#8080(077-585-1255)

## 5. 自動車運転以外の選択肢として

Q 車がないと、不便で困るんですよ…

滋賀県の全地域対象ではありませんが、電車が走っていない地域や路線バスの走行頻度が少ない地域を中心に、乗合型タクシーやバスなどの利用が進められています。

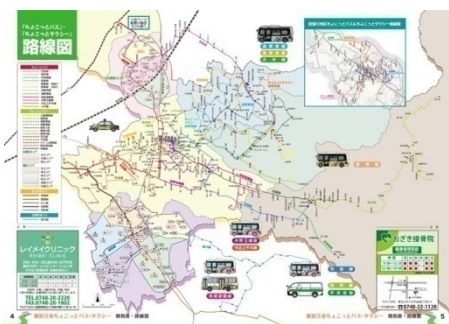
住宅地に各停留所が設けられ、利用頻度の高い病院・駅・スーパーを經由しており、低料金での利用が可能です。車を運転しない方の日常の行動範囲が広がるように支援されています。

例えば…

ちよこっとバス・ちよこっとタクシー（東近江市圏域）  
愛のリタクシー（彦根、犬上郡）  
の運行が整備されています。

\* 完全予約制です。

\* 詳しい停留所や料金は各圏域のパンフレットをご確認ください。



## 6. 自家用車を改造する場合

障害の程度により、運転補助装置を取り付けるなどの車の改造が免許交付の必要条件になる場合があります。

※改造の有無の判断やタイミングなど、その方に合った対応を検討します。

身体障害者手帳があると、  
助成金を受けることが可能となります。  
(各市町村により助成金額に差があります。)

※身体障害者手帳は、基本的に病気になってから  
半年経過した後に発行することになっています！  
詳しくはお住まいの市役所の「障害福祉課」にお尋ねください

病気や障害で不自由を感じる方へ

専門の自動車改造業者もあります



### 改造の具体例

#### 左足用ペダル装置



右足の不自由な方が左足で  
アクセル操作ができます。

#### 旋回装置



片手のみでハンドル操作  
するためのグリップです。

# おわりに

何らかの障害があっても、適正な手続きと訓練によって、運転できる場合があります。一方で、病気や障害に起因した自動車事故が発生しています。

このような実状を踏まえ、滋賀県では自動車運転と医療に関する協議会を立ち上げ、自動車運転に関する医学的知見を持つ医師や看護師、滋賀県作業療法士会、滋賀県内の自動車教習所とともに、科学的根拠に基づいて自動車運転再開支援を行っています。まずは、おかけの病院にご相談ください。

この取り組みが運転を希望される方の新たな社会参加に向けた一助になればと考えております。

詳しくは、  
滋賀県作業療法士会事務局または  
滋賀医科大学までお気軽にご相談下さい。



一般社団法人 滋賀県作業療法士会  
～Shiga Association of Occupational Therapists～

滋賀医科大学社会医学講座法医学部門

事務局：〒527-0145 滋賀県東近江市北坂町967  
びわこリハビリテーション専門職大学内  
電話番号 0749-46-2311（代表）

連絡先：〒520-2192 大津市瀬田月輪町  
hqlegal@belle.shiga-med.ac.jp

## 滋賀県内の自動車教習所一覧表

2023年1月現在

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
彦根自動車学校	522-0037	彦根市岡町180	0749-22-4654
長浜自動車学校	526-0828	長浜市加田町950	0749-62-1122
月の輪自動車教習所	520-2152	大津市月の輪一丁目6-1	077-545-2222
石部自動車教習所	520-3114	湖南市石部口四丁目1-1	0748-77-2855
真野自動車教習所	520-0232	大津市真野五丁目20-52	077-573-0580
近江八幡自動車教習所	523-0896	近江八幡市鷹飼町北一丁目12-7	0748-33-3639
アヤハ自動車教習所	520-3024	栗東市小柿八丁目1-9	077-552-3081
大津自動車教習所	520-0015	大津市神宮町1-2	077-524-3532
膳所自動車教習所	520-2134	大津市瀬田六丁目5-7	077-543-3335
北近江自動車学校	529-0205	長浜市高月町大字唐川1088	0749-85-3188
近江八幡安全教育センター	523-0816	近江八幡市西庄町258	0748-37-2131
八日市自動車教習所	527-0046	東近江市妙法寺町1101-29	0748-25-1818
湖西自動車教習所	520-1533	高島市新旭町安井川1379-1	0740-25-4728
アヤハ水口自動車教習所	528-0005	甲賀市水口町水口1593-1	0748-62-7121
野洲自動車教習所	520-2342	野洲市野洲1436	077-587-0111
甲賀自動車教習所	528-0038	甲賀市水口町新町二丁目2-50	0748-62-6121
クレフィール湖東自動車教習所	527-0102	東近江市平柳町22-3	0749-45-3794
一般社団法人 滋賀県指定自動車教習所協会	524-0104	守山市木浜町2294	077-585-1009